

(別紙2)

由利本荘市国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標 1. 市民の生命と財産を守るインフラを強靱化する

最悪の事態 1-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①市の業務継続体制の強化 【総務部・総務課】

- ・ 由利本荘市業務継続計画（BCP）を策定しているが、さらに職員に周知を図る。

「市庁舎等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

②市庁舎等の耐震性の強化 【総務部・総務課】

- ・ 本庁舎、第二庁舎、総合支所庁舎、消防庁舎等は耐震改修済み又は昭和 56 年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いが、今後も計画的な維持修繕に努める。

③執務環境の整備 【総務部・総務課】

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針

④停電時の行政機能の確保 【総務部・総務課】

- ・ 本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置を設置しているが、点検整備を実施する。

⑤非常用電源等の確保 【総務部・総務課】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、必要な機器は各課室の非常用コンセントを使用する。

⑥職員の対応能力の維持・向上 【総務部・総務課】

- ・ 平時から停電時を想定し、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。

【重要業績指標】目標値

- ・ BCP（業務継続計画）の策定 策定済み 【総務部・総務課】

最悪の事態 1-2 地域交通ネットワークが分断する事態

「道路網等が寸断される」ことを回避するための推進方針

①幹線道路等の整備 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に重要な役割を担う幹線道路等の計画的な整備の促進をする。

②道路施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、整備を推進する。

③道路の防災対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④港湾施設の耐震化 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に物資や避難者の輸送、応援部隊の受け入れ等を船舶等で行う場合を想定して、港湾の耐震強化岸

壁の整備を促進する。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑥第三セクター鉄道の施設整備 【企画振興部・地域づくり課】

- ・ 由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。

⑦駅周辺の施設等整備 【建設部・都市計画課】

- ・ 都市計画道路の整備をはじめとした交通結節点としての羽後本荘駅周辺の整備を計画的に進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 道路整備プログラムの策定 【建設部・建設政策課】

最悪の事態 1-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化 【企業局・水道課】

- ・ 上水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

②水道における業務継続体制の強化 【企業局・水道課】

- ・ 上水道BCP（業務継続計画）を策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める。

③水道水利用のための施設整備の推進 【企業局・水道課】

- ・ より安定した定住環境を整えるため、鳥海ダムを安定水源とし、水道水利用のための施設整備を進める。

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

④消火栓の老朽化対策と消防水利の耐震化 【消防本部総務課】

- ・ 水道管路の整備と連携し、老朽化した消火栓の更新を進める。
- ・ 補助制度を活用し代替施設となる無蓋、非耐震性防火水槽の耐震性防火水槽への整備、更新を計画的に進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 上水道施設耐震化率 71.1% (R6) ⇒ 71.1% (R12) 達成済 【企業局・水道課】
- ・ 基幹管路耐震化更新率（幹線）耐震化率 18.8% (R6) ⇒ 26.0% (R12) 【企業局・水道課】
- ・ 上水道BCP（業務継続計画） H28年策定済み 【企業局・水道課】

最悪の事態 1-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①下水道施設の老朽化対策 【企業局・下水道課】

- ・ スtockマネジメント計画を策定し、計画に基づき計画的に老朽化対策を進める。

②下水道における業務継続体制の強化 【企業局・下水道課】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）を策定し、今後、計画の実効性をさらに高める。

「集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③集落排水施設の老朽化対策 【企業局・下水道課】

- ・ 集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を促進する。

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④合併処理浄化槽への促進 【市民生活部・生活環境課】

- ・ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、平常時から下水道整備と併せ、補助金制度を活用しながら単独処理浄化槽やくみ取り便槽を、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

⑤し尿処理等の協力体制の構築 【市民生活部・生活環境課】

- ・ 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、関係機関の連携を進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画の策定 【企業局・下水道課】
- ・ 下水道BCP（業務継続計画）の策定 【企業局・下水道課】
- ・ 合併処理浄化槽整備事業費補助 1,949基（R6）⇒ 2,294基（R12） 【市民生活部・生活環境課】

最悪の事態 1-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

① 住宅・公共特定建築物（※）の耐震化 【建設部・都市計画課】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進等に向けて、耐震改修促進計画の策定や普及啓発、耐震診断・耐震改修に対する支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。

また、公共特定建築物について、利用者の安全確保及び災害時の拠点機能確保のため、計画的な耐震化対策や老朽化対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する。

※ 「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

②市営住宅の耐震化等 【建設部・都市計画課】

- ・ 市営住宅について、地震等の災害時における被害等の軽減を図るため、老朽化した住宅の建て替え（公営住宅等整備事業）、外壁や設備等の耐久性向上に資する長寿命化対策（公営住宅等ストック総合改善事業）を推進する。

③学校施設の耐震化 【教育委員会・教育総務課】

- ・ 児童生徒の更なる安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設の耐震化と併せて、天

井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。また、併せて施設の適切な維持修繕、改修を推進する。

④病院の耐震化 【健康福祉部・健康づくり課】

- ・ 入院患者の災害直接死を防止するため、病院の耐震化の促進を働きかけていく。

⑤社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部・長寿生きがい課・こども家庭センター】

- ・ 未耐震施設の状態や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。また、災害時の避難所としての利用を想定し、適切な維持修繕、改修を促進する。

⑥指定文化財の耐震化 【教育委員会・生涯学習課】

- ・ 見学者等の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を働きかけていく。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦空き家対策 【市民生活部・生活環境課、総務部・危機管理課】

- ・ 所有者等による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止し適正な管理のため、空き家対策を推進していく。

⑧都市基盤の整備 【建設部・都市計画課】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、都市計画道路等の都市基盤整備を推進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩住宅用火災警報器の設置 【消防本部総務課】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図る。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 住宅の耐震化率 91.9% (R6) ⇒ 98.0% (R12) 【建設部・都市計画課】
- ・ 公共特定建築物の耐震化率 98.8% (R6) ⇒ 100% (R12) 【建設部・都市計画課】
- ・ 学校の耐震化率 100% ⇒ 維持 【教育委員会・教育総務課】
- ・ 住宅用火災警報器の設置率 80.7% (R7) ⇒ 85% (R12) 【消防本部総務課】

最悪の事態 1-6 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

①海岸保全施設等の整備・管理 【建設部・建設政策課】

- ・ 津波、高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、侵食の著しい海岸等から優先的な整備を促進する。

②河川堤防等の耐震化 【建設部・建設政策課】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を進める。

③海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設について、老朽化対策を計画的に推進する。

④漁港施設の老朽化対策 【農林水産部・農山漁村振興課】

- ・ 護岸や防波堤等の漁港施設について、老朽化対策を計画的に推進する。

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

⑤津波ハザードマップの更新・周知 【総務部・危機管理課】

- ・ 県が設定・公表した「津波浸水想定」に基づき作成した「津波ハザードマップ」について、必要に応じて更新するとともに、想定される範囲や規模、避難場所の周知を推進する。

⑥津波避難計画の策定 【総務部・危機管理課】

- ・ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示（緊急）を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する。

【重要業績指標】目標値

- ・ 海岸保全施設等の耐震化・老朽化対策の促進 【建設部・建設政策課】
- ・ 漁港施設の耐震化・老朽化対策の促進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 津波ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 津波避難計画の策定 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 1-7 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

① 河川改修等の治水対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道の掘削、護岸の整備等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水の被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】

- ・ 改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップに更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知をする。

④避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）」について、指針等の改定等に併せ更新する。

【重要業績指標】目標値

- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】
- ・ 洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 1-8 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部・危機管理課】

- 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本市は、鳥海山火山防災協議会に参画している。

「市民や登山者が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

再掲 1-8 ①（火山防災協議会による火山災害対策）

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

再掲 1-8 ①（火山防災協議会による火山災害対策）

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

②土砂災害対策施設の整備 【建設部・建設政策課】

- 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から、優先的に対策施設整備を推進する。

③土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- 県で策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、老朽化対策を計画的に推進する。

④土砂災害警戒区域等の指定 【建設部・建設政策課】

- 県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域等の指定を促進する。

⑤土砂災害ハザードマップの更新・周知 【総務部・危機管理課】

- 土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップについて、必要に応じて更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を推進する。

⑥避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害） 【総務部・危機管理課】

- 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について、必要に応じて更新し、周知を推進する。

【重要業績指標】目標値

- 土砂災害対策施設の整備の促進 【建設部・建設政策課】
- 土砂災害ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- 避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 1-9 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

①ため池ハザードマップの整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- 防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザード

マップの作成を進める。

②農業用ため池の整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める。

「ダム、防災施設等が損壊又は機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

③ダム、防災関連施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

【重要業績指標】目標値

- ・ ため池ハザードマップの作成 防災重点ため池 197 箇所(R7) ⇒ 190 箇所(R12) 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 老朽ため池の補修・補強等の実施の促進 【産業振興部・農山漁村振興課】

最悪の事態 1-10 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

①農業・農村の多面的機能の確保 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 農業・農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。
- ・ 農村地域等の防災減災のため耐震化対策、計画的な整備を促進する。

②農地・農業水利施設の保全管理 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める。

③森林整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

④林道施設維持整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 経年劣化等に伴う林道施設（トンネル・橋梁）について、林道施設長寿命化計画（個別施設計画）により、補修・機能強化等の対策を適切に実施する。

⑤治山対策 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 集中豪雨等に伴う山地災害を防止するため、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備や、山地災害危険地区の周知を進める。

⑥鳥獣被害防止 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃の防止のため、被害防止活動の推進や被害防止設備等の整備を進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 農地・農業水利施設等の長寿命化対策の推進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 子吉川地域森林計画書で定める間伐等の森林整備面積 5004.8ha (R7) ⇒ 14,679ha (R12) 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 林道施設長寿命化計画（個別施設計画）の作成 R1 作成済 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 治山施設の整備促進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 鳥獣被害防止対策協議会の設置 【産業振興部・農山漁村振興課】

目標2. 自助・共助の推進により地域の防災力を強化する

最悪の事態 2-1 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部・維持保全課】

- ・ 国・県・市の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の計画的な整備をするとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

②雪下ろし事故防止対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図り、除排雪作業中の事故防止に努める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 除雪計画の見直し 毎年実施 【建設部・維持保全課】

最悪の事態 2-2 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実・強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部・危機管理課】

- ・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保等の訓練を実施するよう働きかける。

③防災講座の充実 【総務部・危機管理課】

- ・ 自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織等に市職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。

④学校における防災教育の充実 【教育委員会・教育総務課】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を実施する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 自主防災組織率 90.4 % (R7) ⇒ 92.5 % (R12) 【総務部・危機管理課】
- ・ 防災講座の開催 23回 (R7) ⇒ 継続実施 【総務部・危機管理課】
- ・ 防災訓練をする学校の割合 100% (R7) ⇒ 維持 【教育委員会・教育総務課】

最悪の事態 2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①県との共同備蓄物資の整備 【総務部・危機管理課】

- ・ 県との「共同備蓄品目」備蓄について、備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保ため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

③新物資システム (B-PLo) の活用

- ・ 平時からの操作訓練等を通じて、操作の習熟を図るとともに、その登録内容を定期的に更新する。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

④自助による備蓄の促進 【総務部・危機管理課】

- ・ 地域住民や自主防災組織に対して3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。

⑤避難所への備蓄の促進 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害発生時の迅速・確実な物資提供を図るため、あらかじめ避難所となる施設への備蓄及び計画的な更新を推進する。

⑥物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時の物資輸送、保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実効性を高める取組を進める。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み 【総務部・危機管理課】
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難所に物資を備蓄している避難所数 68施設 ⇒ 必要に応じ拡充 【総務部・危機管理課】
- ・ 物流事業者との物資輸送・補完協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 2-4 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

① 共助組織の立ち上げ支援 【企画振興部・地域づくり課】

- ・ 地域住民が主体となって除排雪等を行う共助組織の立ち上げや、活動の継続化を図るため、団体間の連携

体制を構築するなどの支援をする。

②自主防災活動の充実・強化

【再掲】1-7①(自主防災活動の充実・強化) 【総務部・危機管理課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。

③消防団への加入促進

【再掲】2-3③(消防団への加入促進) 【消防本部総務課】

- ・ 消防団員の確保に向けて、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、広報活動を行い加入の促進を図る。

【重要業績指標】目標値

- ・ 共助組織 13 団体 (R6) ⇒ 19 団体 (R12) 【企画振興部・地域づくり課】
- ・ 自主防災組織率 90.4% (R7) ⇒ 92.5% (R12) 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 2-5 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 (1-5 再掲)

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

① 住宅・公共特定建築物(※)の耐震化 【建設部・都市計画課】

- ・ 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進等に向けて、耐震改修促進計画の策定や普及啓発、耐震診断・耐震改修に対する支援(住宅・建築物安全ストック形成事業)を推進する。
また、公共特定建築物について、利用者の安全確保及び災害時の拠点機能確保のため、計画的な耐震化対策や老朽化対策(住宅・建築物安全ストック形成事業)を推進する。

※「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

② 市営住宅の耐震化等 【建設部・都市計画課】

- ・ 市営住宅について、地震等の災害時における被害等の軽減を図るため、老朽化した住宅の建て替え(公営住宅等整備事業)、外壁や設備等の耐久性向上に資する長寿命化対策(公営住宅等ストック総合改善事業)を推進する。

③ 学校施設の耐震化 【教育委員会・教育総務課】

- ・ 児童生徒の更なる安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設の耐震化と併せて、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。また、併せて施設の適切な維持修繕、改修を推進する。

④ 病院の耐震化 【健康福祉部・健康づくり課】

- ・ 入院患者の災害直接死を防止するため、病院の耐震化の促進を働きかけていく。

⑤ 社会福祉施設等の耐震化 【健康福祉部・長寿生きがい課・こども家庭センター】

- ・ 未耐震施設の状態や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。
また、災害時の避難所としての利用を想定し、適切な維持修繕、改修を促進する。

⑥ 指定文化財の耐震化 【教育委員会・生涯学習課】

- ・ 見学者等の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を働きかけていく。

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

⑦空き家対策 【市民生活部・生活環境課、総務部・危機管理課】

- ・ 所有者等による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止し適正な管理のため、空き家対策を推進していく。

⑧都市基盤の整備 【建設部・都市計画課】

- ・ 建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、都市計画道路等の都市基盤整備を推進する。

「家具類の転倒により負傷する」ことを回避するための推進方針

⑨家具類の固定など室内安全対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

「火災から逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針

⑩住宅用火災警報器の設置 【消防本部総務課】

- ・ 火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図る。

【重要業績指標】目標値

- ・ 住宅の耐震化率 91.9% (R6) ⇒ 98.0% (R12) 【建設部・都市計画課】
- ・ 公共特定建築物の耐震化率 98.8% (R6) ⇒ 100% (R12) 【建設部・都市計画課】
- ・ 学校の耐震化率 100% ⇒ 維持 【教育委員会・教育総務課】
- ・ 住宅用火災警報器の設置率 80.7 (R7) ⇒ 85.0% (R12) 【消防本部総務課】

最悪の事態 2-6 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 (1-7の再掲)

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

① 河川改修等の治水対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道の掘削、護岸の整備等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水の被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】

- ・ 改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップに更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知をする。

④避難指示等の発令基準等の更新 (水害、高潮災害) 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル (水害、高潮災害)」について、指針等の改定等に併せ更新する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】
- ・ 洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の更新 【総務部・危機管理課】

目標3. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 3-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時における市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時の「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）の確実な運用を図るため、平時から関係機関とともに訓練等を行う。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務部・危機管理課】

- ・ Lアラートによるメディアへの情報配信機能等をもつ「秋田県情報集約配信システム」（平成 25 年度運用開始）を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達の強化を図る。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

④Jアラートによる情報伝達 【総務部・危機管理課】

- ・ 「全国瞬時警報システム」（Jアラート）による住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等による確実な受信・伝達体制の強化を図る。

⑤複数の情報伝達手段の整備等 【総務部・危機管理課】

- ・ 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メールなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段の整備に努める。

⑥避難指示等の発令基準等の策定・更新（津波避難計画） 【総務部・危機管理課】

- ・ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示（緊急）を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する。

⑦避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）」を策定し、指針等の改定等に併せ見直しをする。

⑧火山防災協議会による火山災害対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本市は、鳥海山火山防災協議会に参画している。

⑨避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について、必要に応じて更新し、周知を推進する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 【総務部・危機管理課】
- ・ 秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制の整備 整備済み 【総務部・危機管理課】
- ・ Jアラート自動起動措置の整備 整備済み 【総務部・危機管理課】
- ・ 複数の情報伝達の整備 整備済み（防災行政無線、登録制メールほか） 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 3-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害による孤立想定地区、災害危険箇所等を把握し、これらの地区における防災対策の状況（情報通信手段・自家発電設備の整備、避難施設の状況等）等の正確な把握に努める。

②通信手段の確保 【総務部・危機管理課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、通信手段のバックアップ機器として災害に強い通信機器（衛星携帯電話など）の整備に努めるほか、災害時を想定した通信訓練等の実施を働きかける。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

③孤立予防対策

再掲 1-3 ①（河川改修等の治水対策） 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道の掘削、護岸の整備等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水の被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

再掲 1-4 ②（土砂災害対策施設の整備） 【建設部・建設政策課】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から、優先的に対策施設整備を推進する。

再掲 4-1 ②（道路施設の老朽化対策） 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、整備を推進する。

再掲 4-1 ③（道路の防災対策） 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

④自家発電機など電力の確保 【総務部・危機管理課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、自家発電機器等の計画的な整備に努める。

⑤緊急物資の備蓄 【総務部・危機管理課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、飲料水、食料、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄に努める。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進 【建設部・建設政策課】
- ・ 橋梁等の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】

最悪の事態 3-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**「消防庁舎等の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針****①消防施設等の計画的な整備 【消防本部総務課】**

- ・ 消防本部、消防署及び分署は、昭和 56 年以降の耐震基準で建設、又は耐震改修済みである。消防本部庁舎には自家発電設備を設置、また他の署所には非常時用発電機を配置し、災害出動に対応できる電源を確保している。今後も補助制度を活用した消防車両の計画的な更新と併せ、大規模災害発生時にも機能維持が可能となる対策を促進する。

②消防施設における燃料の確保 【消防本部総務課】

- ・ 燃料の備蓄のほか、秋田県石油商業組合本荘由利支部との「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」により燃料の供給を要請できることから、担当部局と連携し、災害時における緊急車両等の燃料の確保に努める。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針**③消防団への加入促進 【消防本部総務課】**

- ・ 消防団員の確保に向けて、事業団体や企業、大学等に対し消防団への入団要請を行うほか、広報活動を行い加入の促進を図る。

④消防団員の技術力の向上 【消防本部総務課】

- ・ 地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、これまで同様、消防学校において消防団員を対象とした教育訓練の受講を促進する。

⑤津波災害時の消防団員の安全確保 【消防本部総務課】

- ・ 津波災害時における消防団員の安全な活動を確保するため、津波浸水区域内にある格納庫は、区域外へ移設するなど、更新を図る。

⑥緊急消防援助隊の計画的な整備 【消防本部総務課】

- ・ 緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、補助制度を活用した車両更新を行い出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため策定した受援計画の更新を図る。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 消防団員数の条例定数充足率 86.6 % (R7) ⇒ 87.1 % (R12) 【消防本部総務課】
- ・ 消防団協力事業所数 51 事業所 (R7) ⇒ 56 事業所 (R12) 【消防本部総務課】
- ・ 由利本荘市消防団震災対応マニュアル H24 策定済み 【消防本部総務課】

最悪の事態 3-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

①指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【総務部・危機管理課】

- ・ 「指定緊急避難場所」「指定避難所」は指定済みであるが、施設名称、位置等について、防災マップ等を更新し周知を図る。

②福祉避難所の指定 【総務部・危機管理課】

- ・ 要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の指定の拡充に努める。

「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

③帰宅困難者支援に関する協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定の締結を促進する。

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

④学校、公民館、社会福祉施設等施設の防災機能の強化

【教育委員会・教育総務課、健康福祉部・長寿生きがい課・こども家庭センター】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館、社会福祉施設等において必要な避難所機能の整備を推進する。また、老朽化対策のため計画的な整備を進める。

⑤都市公園における避難場所機能の確保 【建設部・都市計画課】

- ・ 避難場所に指定されている都市公園について、公園施設長寿命化計画に基づき既存施設の老朽化対策を推進する。

「避難所において良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針

⑥避難所における生活環境の整備 【総務部・危機管理課】

- ・ 「避難所開設・運営マニュアル」の更新のほか、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布・暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護・男女等の視点に配慮した環境の整備等に努める。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・トイレ等の確保、避難者カード（名簿）による食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努める。

<p>「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者対策として、防災マップ等によりエコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を行う。
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所の指定数（津波以外） 146 箇所（R7）⇒ 更新 【総務部・危機管理課】 ・ 指定緊急避難場所の指定数（津波） 57 箇所（R7）⇒ 更新 【総務部・危機管理課】 ・ 福祉避難所の指定数 20 箇所（R7）⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】 ・ 避難所開設・運営マニュアルの策定 策定済み ⇒ 更新 【総務部・危機管理課】

<p>最悪の事態 3-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺</p> <p>「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針</p> <p>①災害拠点病院の業務継続体制の強化 【由利組合総合病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の優先業務や職員等参集、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における病院業務継続計画」を整備するとともに、被災状況を想定した研修・訓練を実施する。 <p>「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【秋田県健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、今後も災害時の緊急医薬品・医療機器の備蓄提供に関する委託事業を継続することとしている。
--

<p>最悪の事態 3-6 被災地における感染症等の大規模発生</p> <p>「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 平時からの感染症予防対策の強化 【健康福祉部・健康づくり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要があるほか、予防知識の普及、啓発に努める。 <p>「被災地の衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針</p> <p>②健康危機管理能力の向上 【健康福祉部・健康づくり課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する。 <p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麻しん、風しん混合ワクチン接種率 <ul style="list-style-type: none"> 1 期 92.6 %、2 期 97.5 %（R6）⇒ 1 期 100 %、2 期 100 %（R12）【健康福祉部・健康づくり課】 ・ 感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施 【健康福祉部・健康づくり課】
--

最悪の事態 3-7 災害関連死者の発生

「災害関連死者の発生」を回避するための推進方針

① 避難所における良好な生活環境の整備【総務部・危機管理課】

- ・ 「避難所開設・運営マニュアル」の見直しのほか、指定避難所への非常用電源や備蓄、毛布、暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護や男女双方の視点に配慮した環境の整備及び感染症対策等に平時から取り組む。
- ・ スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の改善に取り組む。
- ・ 「避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース、男女別トイレ等の確保、避難者カード（名簿）による食物アレルギー対応など、要配慮者か求める支援情報の把握に努める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 「避難所開設・運営マニュアル」の見直し 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難所開設訓練の実施 毎年実施 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 3-8 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

① 災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築【市民生活部・生活環境課】

- ・ 災害が発生した場合、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、関係機関の連携を図る。

② 災害廃棄物の処理体制の整備【市民生活部・生活環境課】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県と連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を図る。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を更新していく。

【重要業績指標】目標値

- ・ 災害廃棄物処理計画の更新【市民生活部・生活環境課】

最悪の事態 3-9 人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

① 災害対応に不可欠な建設業との連携【総務部・危機管理課】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

「災害ボランティアの受入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

② 災害ボランティアセンターの設置・運営【健康福祉部・福祉支援課、由利本荘市社会福祉協議会】

- ・ 引き続き、大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行

われるよう、由利本荘市社会福祉協議会等と協働し効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 由利本荘市建設業協会と「災害時における応急対策業務等に関する協定」締結済み【総務部・危機管理課】
- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル等に基づく訓練等【健康福祉部 福祉支援課】

最悪の事態 3-10 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下（1-1 の再掲）

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

①市の業務継続体制の強化【総務部・総務課】

- ・ 由利本荘市業務継続計画（BCP）を策定しているが、さらに職員に周知を図る。

「市庁舎等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

②市庁舎等の耐震性の強化【総務部・総務課】

- ・ 本庁舎、第二庁舎、総合支所庁舎、消防庁舎等は耐震改修済み又は昭和56年以降の耐震基準により建設されているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いが、今後も計画的な維持修繕に努める。

③執務環境の整備【総務部・総務課】

- ・ 書類等の落下防止や十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。

「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針

④停電時の行政機能の確保【総務部・総務課】

- ・ 本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え自家発電装置を設置しているが、点検整備を実施する。

⑤非常用電源等の確保【総務部・総務課】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、必要な機器は各課室の非常用コンセントを使用する。

⑥職員の対応能力の維持・向上【総務部・総務課】

- ・ 平時から停電時を想定し、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。

【重要業績指標】 目標値

- ・ BCP（業務継続計画）の策定 策定済み【総務部・総務課】

最悪の事態 3-11 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（1-7 の再掲）

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

① 河川改修等の治水対策【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道の掘削、護岸の整備等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水の被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策【建設部・建設政策課】

- ・ 老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する。

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】

- ・ 改正水防法の「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を踏まえた洪水ハザードマップに更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知をする。

④避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）」について、指針等の改定等に併せ更新する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】
- ・ 洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 3-12 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-8の再掲）

「火山噴火等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本市は、鳥海山火山防災協議会に参画している。

「市民や登山者が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

再掲 1-8①（火山防災協議会による火山災害対策）

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

再掲 1-8①（火山防災協議会による火山災害対策）

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

②土砂災害対策施設の整備 【建設部・建設政策課】

- ・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする箇所から、優先的に対策施設整備を推進する。

③土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 県で策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進めるなど、老朽化対策を計画的に推進する。

④土砂災害警戒区域等の指定 【建設部・建設政策課】

- ・ 県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域等の指定を促進する。

⑤土砂災害ハザードマップの更新・周知 【総務部・危機管理課】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップについて、必要に応じて更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を推進する。

⑥避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について、必要に応じて更新し、周知を推進する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進 【建設部・建設政策課】
- ・ 土砂災害ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 3-13 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生（2-2の再掲）

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

①自主防災活動の充実・強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の活動の充実・強化を働きかける。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務部・危機管理課】

- ・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保等の訓練を実施するよう働きかける。

③防災講座の充実 【総務部・危機管理課】

- ・ 自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織等に市職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。

④学校における防災教育の充実 【教育委員会・教育総務課】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。

⑤多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を実施する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 自主防災組織率 90.4 % (R7) ⇒ 92.5 % (R12) 【総務部・危機管理課】
- ・ 防災講座の開催 23回 (R7) ⇒ 継続実施 【総務部・危機管理課】
- ・ 防災訓練をする学校の割合 100% (R7) ⇒ 維持 【教育委員会・教育総務課】

最悪の事態 3-14 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）

備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

①県との共同備蓄物資の整備 【総務部・危機管理課】

- ・ 県との「共同備蓄品目」備蓄について、備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保ため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

② 新物資システム（B-PLo）の活用

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの操作訓練等を通じて、操作の習熟を図るとともに、その登録内容を定期的に更新する。 <p>「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針</p> <p>④自助による備蓄の促進 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や自主防災組織に対して3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。 <p>⑤避難所への備蓄の促進 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の迅速・確実な物資提供を図るため、あらかじめ避難所となる施設への備蓄及び計画的な更新を推進する。 <p>⑥物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の物資輸送、保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実効性を高める取組を進める。 <p>⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み 【総務部・危機管理課】 ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】 ・ 避難所に物資を備蓄している避難所数 68施設 ⇒ 必要に応じ拡充 【総務部・危機管理課】 ・ 物流事業者との物資輸送・補完協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】

目標4. デジタル技術を活用する

<p>最悪の事態 4-1 被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生</p> <p>「被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生」を回避するための推進方針</p> <p>①デジタル技術を活用した避難所開設訓練の実施【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営業務における災害対応力強化のため、デジタル技術を活用した避難所開設訓練を実施する。 <p>②デジタル技術を活用した住家被害認定調査研修の実施【総務部・税務課、危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害認定調査業務における災害対応力強化のため、デジタル技術を活用した実務研修を実施する。
<p>【重要業績指標】目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来共生災害救援マップを活用した避難所開設訓練の実施 継続 【総務部・危機管理課】 ・ 被災者生活再建支援システムの導入 実施済み 【総務部・危機管理課】 ・ 住家被害認定調査実務研修の実施 【総務部・税務課、危機管理課】

<p>最悪の事態 4-2 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（2-3の再掲）</p> <p>備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針</p> <p>①県との共同備蓄物資の整備 【総務部・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県との「共同備蓄品目」備蓄について、備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料

水等の計画的な更新を行う。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保ため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

③新物資システム (B-PLo) の活用

- ・ 平時からの操作訓練等を通じて、操作の習熟を図るとともに、その登録内容を定期的に更新する。

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

④自助による備蓄の促進 【総務部・危機管理課】

- ・ 地域住民や自主防災組織に対して3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう、普及啓発を推進する。

⑤避難所への備蓄の促進 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害発生時の迅速・確実な物資提供を図るため、あらかじめ避難所となる施設への備蓄及び計画的な更新を推進する。

⑥物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時の物資輸送、保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結を推進し、物流の実効性を高める取組を進める。

⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み 【総務部・危機管理課】
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難所に物資を備蓄している避難所数 68 施設 ⇒ 必要に応じ拡充 【総務部・危機管理課】
- ・ 物流事業者との物資輸送・補完協定の締結 締結済み ⇒ 随時拡充 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 4-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 (3-1 の再掲)

「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時における市・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・ 大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、防災訓練等を通じて、県災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務部・危機管理課】

- ・ 災害時の「秋田県総合防災情報システム」(平成 27 年度運用開始) の確実な運用を図るため、平時から関係機関とともに訓練等を行う。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務部・危機管理課】

- ・ Lアラートによるメディアへの情報配信機能等をもつ「秋田県情報集約配信システム」(平成 25 年度運用開始) を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達の強化を図る。

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

④Jアラートによる情報伝達 【総務部・危機管理課】

- ・ 「全国瞬時警報システム」(Jアラート)による住民への確実な情報伝達を図るため、定期的な運用試験等による確実な受信・伝達体制の強化を図る。

⑤複数の情報伝達手段の整備等 【総務部・危機管理課】

- ・ 住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メールなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段の整備に努める。

⑥避難指示等の発令基準等の策定・更新(津波避難計画) 【総務部・危機管理課】

- ・ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示(緊急)を発令するための情報集取・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する。

⑦避難指示等の発令基準等の更新(水害、高潮災害) 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害、高潮災害)」を策定し、指針等の改定等に併せ見直しをする。

⑧火山防災協議会による火山災害対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本市は、鳥海山火山防災協議会に参画している。

⑨避難指示等の発令基準等の更新(土砂災害) 【総務部・危機管理課】

- ・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」について、必要に応じて更新し、周知を推進する。

【重要業績指標】目標値

- ・ 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施 【総務部・危機管理課】
- ・ 秋田県情報集約配信システムを導入し情報発信できる体制の整備 整備済み 【総務部・危機管理課】
- ・ Jアラート自動起動措置の整備 整備済み 【総務部・危機管理課】
- ・ 複数の情報伝達の整備 整備済み(防災行政無線、登録制メールほか) 【総務部・危機管理課】

目標5. 社会経済活動を支えるインフラを強化する

最悪の事態 5-1 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

①電力施設・設備の強化 【東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社】

- ・ 引き続き、自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努めることとしている。

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

②災害時における石油類燃料の確保 【総務部・危機管理課】

- ・ 秋田県石油商業組合本荘由利支部と「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」を締結（平成 27 年 9 月）しており、災害時には応急活動上必要と認める燃料の供給を要請することとしており、引き続き連携を図っていく。

「長期にわたりガス供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

③都市ガス供給施設・設備の強化 【企業局・ガス課】

- ・ ガス供給施設の強靱化を推進するとともに、24 時間 365 日の緊急出動体制を整える。

【重要業績指標】目標値

- ・ 都市ガス導管（幹線）の耐震化率 99.4%（R6）⇒ 99.4%（R12） 達成済み【企業局・ガス課】

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損傷、火災、爆発等

「誘致企業の施設等の損傷、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

① 誘致企業における業務継続体制の強化 【産業振興部・商工振興課】

- ・ 市内誘致企業の B C P（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

②化学消火薬剤の貯蔵 【消防本部総務課】

- ・ 天然エネルギー資源の開発施設や重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新する。

「大規模商業施設等の損傷、火災、爆発等が発生する」ことを回避するための推進方針

③大規模商業施設等における業務継続体制の強化 【商工観光部・商工振興課】

- ・ 市内大規模商業施設等の B C P（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 化学消火薬剤の現在備蓄量 3,000 リットルの定期更新 【消防本部総務課】

最悪の事態 5-3 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する」ことを回避するための推進方針

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話株式会社 秋田支店】

- ・ 引き続き、災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、通信の途絶を防止する。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上 【携帯電話事業者】

- ・ 通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備や防災訓練の実施に努めている。

最悪の事態 5-4 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針

① 停電時の信号機減灯対策 【秋田県警察本部】

- ・ 県警察本部では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を推進している。

最悪の事態 5-5 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

① 企業等における業務継続体制の強化 【産業振興部・商工振興課】

- ・ 市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

最悪の事態 5-6 農林水産業の停滞

「農林水産業施設等の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針

① 農林水産業生産基盤の耐震化 【産業振興部・農業振興課、農山漁村振興課】

- ・ 農林水産業の関係機関と連携を図り、集荷施設や荷捌所、漁港等、生産基盤の耐震化を推進する。

② 農林水産業生産基盤の老朽化対策 【産業振興部・農業振興課、農山漁村振興課】

- ・ 農林水産業の関係機関と連携を図り、施設の適正な維持管理や整備を推進する。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 由利本荘市水産物供給基盤機能保全計画 【産業振興部・農山漁村振興課】
 - 2 漁港（道川漁港、西目漁港）策定済み ⇒ 更新
 - 2 漁港（本荘漁港、松ヶ崎漁港）策定済み ⇒ 更新
- ・ 農道施設（橋梁）点検診断の実施と個別施設計画の更新 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 集荷施設や荷捌所等の基幹施設の耐震化の促進 【産業振興部・農業振興課、農山漁村振興課】
- ・ 集荷施設や荷捌所等の基幹施設の老朽化対策の促進 【産業振興部・農業振興課、農山漁村振興課】

最悪の事態 5-7 地域交通ネットワークが分断する事態（1-2の再掲）

「道路網等が寸断される」ことを回避するための推進方針

① 幹線道路等の整備 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に重要な役割を担う幹線道路等の計画的な整備の促進をする。

② 道路施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、整備を推進する。

③ 道路の防災対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

「港湾施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

④港湾施設の耐震化 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に物資や避難者の輸送、応援部隊の受け入れ等を船舶等で行う場合を想定して、港湾の耐震強化岸壁の整備を促進する。

⑤港湾施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する。

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

⑥第三セクター鉄道の施設整備 【企画振興部・地域づくり課】

- ・ 由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。

⑦駅周辺の施設等整備 【建設部・都市計画課】

- ・ 都市計画道路の整備をはじめとした交通結節点としての羽後本荘駅周辺の整備を計画的に進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 道路整備プログラムの策定 【建設部・建設政策課】

最悪の事態 5-8 上水道等の長期間にわたる機能停止(1-3の再掲)

「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

①水道施設の耐震化 【企業局・水道課】

- ・ 上水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

②水道における業務継続体制の強化 【企業局・水道課】

- ・ 上水道BCP（業務継続計画）を策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める。

③水道水利用のための施設整備の推進 【企業局・水道課】

- ・ より安定した定住環境を整えるため、鳥海ダムを安定水源とし、水道水利用のための施設整備を進める。

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

④消火栓の老朽化対策と消防水利の耐震化 【消防本部総務課】

- ・ 水道管路の整備と連携し、老朽化した消火栓の更新を進める。
- ・ 補助制度を活用し代替施設となる無蓋、非耐震性防火水槽の耐震性防火水槽への整備、更新を計画的に進める。

【重要業績指標】目標値

- ・ 上水道施設耐震化率 71.1% (R6) ⇒ 71.1% (R12) 達成済 【企業局・水道課】
- ・ 基幹管路耐震化更新率（幹線）耐震化率 18.8% (R6) ⇒ 26.0% (R12) 【企業局・水道課】
- ・ 上水道BCP（業務継続計画） H28年策定済み 【企業局・水道課】

最悪の事態 5-9 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 (2-1 の再掲)

【想定】道路が雪で交通不能になる

① 道路除雪等による冬期の交通確保 【建設部・維持保全課】

- ・ 国・県・市の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の計画的な整備・更新により安全・安心な交通環境の確保が必要である。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

② 雪下ろし事故防止対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 除雪計画の見直し 毎年実施 【建設部・維持保全課】

目標 6. 持続可能なインフラマネジメントを実現する

最悪の事態 6-1 地域交通ネットワークが分断する事態 (1-2 の再掲)

【想定】道路網等が寸断される

① 幹線道路等の整備 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に重要な役割を担う幹線道路等の計画的な整備が必要である。

② 道路施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、整備を進める必要がある。

③ 道路の防災対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を進める必要がある。

【想定】港湾施設の機能が停止する

④ 港湾施設の耐震化 【建設部・建設政策課】

- ・ 災害時に物資や避難者の輸送、応援部隊の受け入れ等を船舶等で行う場合を想定して、港湾の耐震強化岸壁の整備を推進し、港湾の機能強化を図る必要がある。

⑤ 港湾施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 施設点検と併せて老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】鉄道施設の機能が停止する

⑥第三セクター鉄道の施設整備 【企画振興部・地域づくり課】

- ・ 由利高原鉄道は、平時における地域交通の確保のほか、災害時における人・物資の輸送など応急救助対策にも有用であり、特に並行する国道等との一体的な整備が必要である。

⑦駅周辺の施設等整備 【建設部・都市計画課】

- ・ 都市計画道路の整備をはじめとした交通結節点としての羽後本荘駅周辺の整備を計画的に進める必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 道路整備プログラムの策定 【建設部・建設政策課】
- ・ 橋梁等の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】

最悪の事態 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (1-4 の再掲)

【想定】下水道機能が停止する

①下水道施設の老朽化対策 【企業局・下水道課】

- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき計画的に老朽化対策を進める必要がある。

②下水道における業務継続体制の強化 【企業局・下水道課】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）を策定し、今後、計画の実効性をさらに高める必要がある。

【想定】集落排水施設の機能が停止する

③集落排水施設の老朽化対策 【企業局・下水道課】

- ・ 集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を促進する必要がある。

【想定】浄化槽の機能が停止する

④ 合併処理浄化槽への促進 【市民生活部・生活環境課】

- ・ 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、平常時から下水道整備と併せ、補助金制度を活用しながら単独処理浄化槽やくみ取り便槽を、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【想定】し尿処理が滞る

⑤し尿処理等の協力体制の構築 【市民生活部・生活環境課】

- ・ 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、関係機関の連携を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画の策定 【企業局・下水道課】

- ・ 下水道BCP（業務継続計画）の策定 【企業局・下水道課】
- ・ 合併処理浄化槽整備事業費補助 1,949基（R6）⇒ 2,294基（R12） 【市民生活部・生活環境課】

最悪の事態 6-3 大規模津波等による死傷者の発生（1-6の再掲）

【想定】堤防や護岸等のインフラが被害を受ける

① 海岸保全施設等の整備・管理 【建設部・建設政策課】

- ・ 津波、高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、浸食の著しい海岸等から優先的に整備する必要がある。

② 河川堤防等の耐震化 【建設部・建設政策課】

- ・ 津波遡上の可能性がある河川堤防について、必要に応じて堤防の嵩上げや耐震化等の対策を実施する必要がある。

③ 海岸保全施設（建設海岸）の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 護岸や水門等の海岸保全施設は、老朽化の進展により高潮・波浪等に対する防護機能の低下が懸念されることから、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

④ 漁港施設の老朽化対策 【農林水産部・農山漁村振興課】

- ・ 護岸や防波堤等の漁港施設について、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】津波到達までに逃げ切れない

⑤ 津波ハザードマップの更新・周知 【総務部・危機管理課】

- ・ 県が設定・公表した津波浸水想定に基づき作成した「津波ハザードマップ」について、必要に応じて更新するとともに、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を図る必要がある。

⑥ 津波避難計画の策定 【総務部・危機管理課】

- ・ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示（緊急）を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 海岸保全施設等の耐震化・老朽化対策の促進 【建設部・建設政策課】
- ・ 漁港施設の耐震化・老朽化対策の促進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 津波ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 津波避難計画の策定 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 6-4 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水（1-7の再掲）

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

① 河川改修等の治水対策 【建設部・建設政策課・維持保全課】

- ・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道の掘削、護岸の整備等の治水対策を実施するとともに、

過去に洪水の被害のあった箇所から優先的に対策を推進する必要がある。

②河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】

- ・ 改正水防法に基づく「想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」の指定等を踏まえた洪水ハザードマップを更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

④避難指示等の発令基準等の更新（水害、高潮災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 市は、国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）」について、指針等の改定等に合わせ更新する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定 【建設部・建設政策課】
- ・ 洪水ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害、高潮災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 6-5 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生（1-8の再掲）

【想定】火山噴火等の情報が伝達されない

①火山防災協議会による火山災害対策 【総務部・危機管理課】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「火山防災協議会」を活火山ごとに設置し、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本市は、鳥海山火山防災協議会に参画している。

【想定】市民や登山者が噴火に巻き込まれる

- ・ 火山防災協議会による火山災害対策

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

- ・ 火山防災協議会による火山災害対策

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

②土砂災害対策施設の整備 【建設部・建設政策課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を進めている。

③土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 土砂災害対策施設については、老朽化による機能低下が懸念されており、県により、現在、全施設の点検・

健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

④土砂災害警戒区域等の指定 【建設部・建設政策課】

- ・ 県が実施する土砂災害危険箇所における基礎調査に基づく、土砂災害警戒区域等の指定を促進する必要がある。

⑤土砂災害ハザードマップの更新・周知 【総務部・危機管理課】

- ・ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップについて、必要に応じて更新し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。

⑥避難指示等の発令基準等の更新（土砂災害） 【総務部・危機管理課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について、必要に応じて更新する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 土砂災害対策施設の整備の促進 【建設部・建設政策課】
- ・ 土砂災害ハザードマップの更新 【総務部・危機管理課】
- ・ 避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の更新 【総務部・危機管理課】

最悪の事態 6-6 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生（1-9の再掲）

【想定】ため池が決壊又は機能不全に陥る

① ため池ハザードマップの整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 防災重点ため池（下流に人家、公共施設がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に周知する必要がある。

② 農業用ため池の整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める必要がある。

【想定】ダム、防災施設等が損壊又は機能不全に陥る

③ダム、防災関連施設の老朽化対策

河川・ダム関連施設の老朽化対策 【建設部・建設政策課】

- ・ 河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ・ ため池ハザードマップの作成 防災重点ため池 197箇所（R7）⇒ 190箇所（R12）【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 老朽ため池の補修・補強等の実施の促進 【産業振興部・農山漁村振興課】

最悪の事態 6-7 農地・森林等の荒廃による被害の拡大（1-10の再掲）

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農地・農村の多面的機能の確保 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農地・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する必要がある。また、農村地域等の防災減災のため耐震化対策、計画的な整備を促進する必要がある。

②農地・農業水利施設の保全管理 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 基幹的農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③ 森林整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、計画的な間伐等の整備を進める必要がある。

④林道施設維持整備 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 経年劣化等に伴う林道施設（トンネル・橋梁）について、林道施設長寿命化計画（個別施設計画）により、補修・機能強化等の対策を適切に実施する必要がある。

④ 治山対策 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進める必要がある。

⑤ 鳥獣被害防止 【産業振興部・農山漁村振興課】

- ・ 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃の防止のため、被害防止活動の推進や被害防止設備等の整備を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ・ 農地・農業用水利施設等の長寿命化対策の推進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 子吉川地域森林計画書で定める間伐等の森林整備面積 5004.8ha（R7）⇒14,679ha（R12）【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 林道施設長寿命化計画（個別施設計画）の作成 R1 作成済 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 治山施設の整備促進 【産業振興部・農山漁村振興課】
- ・ 鳥獣被害防止対策協議会の設置 【産業振興部・農山漁村振興課】

最悪の事態 6-8 人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態（3-9の再掲）

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務部・危機管理課】

- ・ 建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。

「災害ボランティアの受入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

②災害ボランティアセンターの設置・運営 【市民福祉部・福祉支援課、由利本荘市社会福祉協議会】

- ・ 引き続き、大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、由利本荘市社会福祉協議会等と協働し効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 由利本荘市建設業協会と「災害時における応急対策業務等に関する協定」締結済み 【総務部・危機管理課】
- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル等に基づく訓練等 【健康福祉部・福祉支援課】

最悪の事態 6-9 土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が大幅に遅れる事態

「土地境界の不明確により災害後の復旧・復興が円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

①地籍調査事業の推進 【総務部・税務課】

- ・ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要であることから、地籍調査の早期完了に向けて各関係分野との調整を行い効率的な事業の推進を図る。

【重要業績指標】 目標値

- ・ 地籍調査の対象面積に対する進捗率 89.5% (R6) ⇒ 89.9% (R12) 【総務部・税務課】